

教学大旨の成立について

坂 根 義 久

聖旨 教学大旨

教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ。然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トビ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラス。然ル所以ノ者ハ、維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ、一時西洋ノ長所ヲ取り、日新ノ効ヲ奏スト雖トモ、其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐ルル所、終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス。是我邦教学ノ本意ニ非サル也。故ニ自今以往、祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠実品行ヲ尚トビ、然ル上各科ノ学ハ、其才器ニ随テ益々長進シ、道德才芸、本末全備シテ、大中至誠ノ教学天下ニ布滿セシメハ、我邦独立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ルコト無カル可シ。

註。元田家文書、第45号、聖旨教学大旨。

一、緒 論

近代日本で全国的な規模の教育体制が発足したのは明治5年8月公布の学制による。学制は欧米先進諸国に範を求め、当時の政府の富国強兵政策、文明開化政策推進の側面を為すものであった。

学制実施の意図は文部省高官の文書（註一）によれば初期民族主義が含まれているが、太政官布告文・学制条文から見る時に、学校は立身治産昌業の基を学ぶ所であり学問は人民百般の生活の資本であると説き、教育の四民平等の体制からも、内容からも開明的であった事は否定出来ない。これを貫いているのは啓蒙主義・功利主義である。

註。1. 大木喬任文書。明治5年1月4日、大木文部卿より左院宛「学制々定の伺」。
法規分類大全。学政門。「文部省伺5年月日闕。」

この場合、個人の幸福と国家の繁栄の背反する二律は明治5年において調和するかに見えた。それは人民一般が未だ蒙昧であり商工業の発達は低い段階に在ったからで、個人の文化水準の向上は国家の繁栄とは矛盾しなかったのである。

然し14カ年を経た明治19年になると文相森有礼によって「帝国大学令」、「小学校令」、等の諸学校法令が公布された事により学制の一つの柱であった個人主義は後退し、教育における国家主義・軍国主義体制が整備されたのである。次いで明治23年には「教育勅語」が天皇の名によって教育目的・内容を規定した。それ以後、日本の教育は一方で富国強兵の目標の為の科学教育の振興と、他方、前近代的な儒教、即ち近代科学に矛盾する精神教育が併行して行われ、時間の経過と日本資本主義の危機ごとに両者の矛盾は深化して行ったのである。

この体制は明治19年に突如として躍り出たものでなく、文部省のみならず各方面から幾つかの積み重ねが行われて整備されたものであった。それ等の中で大きい役割を演じた

宮廷勢力の最初のものが教学大旨である。教学大旨は従来、「明治11年巡幸によって得た教慮を命によって侍補元田永孚が謹記した。」とされ、その効果については、これを基点として教育体制が大転回を起したと過大評価がなされて来たのではないかと考える。

然し、私は前者について天皇の意志よりもこれを聖旨として公布しようとした事を重視し、侍補団と参議の政争・政治の在り方についての争いの所産と考え、後者については前者故に、教学大旨そのものは大した効果を持たなかったと考える。以下二者について考証してみたい。

二、 政府首脳と侍補団の抗争

両者の抗争は明治10年9月6日、侍補官設置から明治12年10月13日、侍補官廃止までの約2カ年にわたって続けられた。

侍補は新たな若い元首である明治天皇の君徳培養の為に、内務卿大久保利道を始め、当時侍講であった元田永孚・佐々高行・高崎正風等が運動して設置されたものである。

侍補の職掌は侍講が単なる天皇の講師であり宮内省内の図書管理を職掌としたのに対して「常侍規諫闕失ヲ補益スルヲ掌ル」（註。2.）と規定した。これは侍講が天皇の時間講師級から家庭教師級へと進んだ事を意味するものであった。

註。2. 法規分類大全。官職門。1. p. 392.

この天皇の家庭教師は宮内省の一員で、宮内卿の支配を受けるものであった。又、侍補の任務は天皇が国の天子としての一般的な資質を備えるべく教育する事であって侍補自身は全く非政治性のものであった。然し、この侍補の任務は天皇親政の意味からも甚だ曖昧なものでハッキリした線を描く事の出来ないものであった。

その間に侍補の中から天皇親政を唱え、且つ天皇親政の名に隠れて職権拡張を企図し政治に関与するグループが形成された。このグループを私は特に侍補団と呼び侍補の中でも元田・佐々木に賛同せぬ者と区別したい。

その侍補団のメンバーは佐々木高行・元田永孚・吉井友実・土方久光で、イデオログは元田である。元田永孚は熊本細川藩出身で実学を学び、明治4年、54歳で侍講となつてから20カ年宮廷に在り“老の一徹”というか“執念”というか一貫して己の思想を堅持した学者である。

元田が、どの様な政治感覚と使命感を以って宮廷に侍ったかは彼の諸建言書によって知る事が出来る。

彼の感覚は古代中国の政治・道徳思想である儒教を以って日本の近代天皇制に置換た所に在った。即ち政治は君主（天皇）によってのみ最良の政治が行われるので、又、そのみが列強の間に伍して行ける唯一の道であるとの王道主義を理想としている、その君主は聡明・仁愛・保民でなければならぬ徳治主義に連らなつて行く、その実現の為には天皇の補導に人を得なければならない。然し現実には一等の人物は太政官に在って宮廷には二、三等の人物しかいない。その太政官は太政大臣以下補臣であるにもかかわらず名目丈で務を果さず、宮臣は内廷の細事に限られて天皇の補導は実効が無い、それ故、政府と宮中は一体となつて天皇を補導せねばならない。（註。3.）

註。3. 元田家文書、第8号、諸草稿、「君徳補導の上言」、明治6年9月岩倉具視宛。

というのであつて明治6年頃から明治11年頃までの使命観であつた。彼が天皇補導の実

現に太政官と宮廷とが協力して当る事を唱えているのは、宮府一体論とも言うべきもので、真意は政治関与に在っても政府に対して協調的であったといえる。

侍補は以上の理念実現で結び、その実現の第一歩として時の実力者である大久保利通を右大臣若しくは宮内卿に兼任させ様と図った。大久保はこの申入れに応じた。その意図は自由民権運動家達や不平士族等の政府攻撃に属々用いられる「有司専制」の声を躲す為にも、有力な太政官が宮廷に在る事は天皇親政を偽装する効果があると見たからではないかと推測される。

一方、侍補団は大久保兼任に大きい期待をかけていたのである、それは、宮廷の反侍補団勢力であり、侍補団の上級者である宮内卿徳太寺実則を押える事が出来、同時に政治に関与する機会が与えられる可能性を狙ったものであった。

然し、この侍補団の願望は明治11年5月14日、島田一郎等による大久保暗殺で一瞬にして吹き飛んで終わった。

彼等は慌てふためき、天皇親政を振りかざし、太政大臣三条実美始め高官を訪ねて政府専制を語り、その是正の為に侍補の閣議侍座を要求した。それは余りにも露骨であり語気が鋭かった為、保守的な右大臣岩倉具視さへも、「頗ル不平ノ気色面上ニ顯レテ」（註。3.）という程のものであった。

註。3. 佐々木高行日記、41冊、東大史料編纂所々蔵。

明治11年5月19日の岩倉・伊藤の間に交換された書翰には激しく侍補団の進言が叩かれていて、天皇の意志でなく侍補団が天皇を勝手に利用していると不満を洩らしている処から太政官は侍補団が何を意図しての発言であるかを察知している。（註。4.）

註。4. 伊藤博文伝、中巻、P. 141~142. 明治11年5月19日付、岩倉より伊藤宛書翰。「彼是不都合と存候、上御沙汰の筋にも無之、侍補心附を陳述するに右様の体裁是より始り候ては本末如何哉。」

マキヤベリスト岩倉は更に筆を加えて侍補団の要求が外部に漏洩する時、民権論者・不平士族に恰好の攻撃材料を与える事になるとして考慮する事を忘れてはいなかった。

（註。5.）

註。5. 註4史料。「此節の際、異論有之、外聞に涉り候も可恐事云々。」

当時は天皇観が固定して居らず各人各様の天皇観を持っていたのである。政府首脳は若年の天皇に全ての大権を与えるのでなく参議政治を以って天皇親政と考えていた様であるが、言葉その儘の天皇親政に反対する事は維新以来の政府のスローガンに反する事であった政府にとっては盲点であり弱い処であった。

然し、政府は伊藤をして侍補の閣議侍座による政治関与を拒否させ、宮中・府中の分離を原則とする事、及び侍補団は間接に君徳培養をすべきであると申渡させた。（註。6.）

註。6. 佐々木高行日記41冊。

政府の拒否を転機として侍補団は政府と協調的な宮府一体論を放擲して次に掲げる元田書翰にある様な戦術転換を図る、即ち、

「仍て諸君に望む所は、将来益以て正道の二字を独立し、政府の邪正清濁には面を振らず、侍補一分の正道を以て、聖上を扶翼し奉り、以て王室を堅立し、以て天下人心を繋ぎ、政府正なれば共に協力し、政府邪なれば之を匡正し、立論すべきは幾度も政府へ立論し、奏聞すべきは憚らず直に奏聞し、聖上をして濁流に御浸潤無之様、侍補の力を

以て維持したき事に候間（下略）」（註。7。）

註。7. 佐々木高行日記、42冊。「明治11年8月16日付、元田より佐々木宛書翰、別紙。」
佐々木を通じて侍補団各人へ依頼したもの。

と述べているのは政府の上に枢密院的な存在として、超然と審判官的役割を持つというものである。この考え方は「政治を正道へ導くのは我々なのだ」とするエリート意識に裏打ちされているし、又、宮廷人独特な底意地の悪さが見透かされるのである。

この超然主義による具体的な行動は井上馨の工部卿就任反対運動から始る。これは伊藤博文が大久保亡き後、工部卿から内務卿へ転出するのに伴う人事異動である。従来の説明は井上が「三井の番頭」・「日本資本主義の産婆役」と称された様に資本主義の人間であり、尾去沢事件・財政建白書提出後の辞職問題等で兎角、ジャーナリズムに騒がれる人であった。これが保守的・徳治主義を標榜する侍補団には「不人望家」として排斥されたのであるとしていた。

然し、僅かの史料であるが明治11年5月に天皇は佐々木高行を工部卿に就任させる事を三条実美に伝えている。（註。8。）又、参議大隈重信が井上就任について天皇に謁見した際、天皇は言葉鋭く井上就任を拒否しているので、侍補団が天皇を通じて策動していた事実を併せ考えると、これは単に政治思想の相違丈でなくて佐々木の野心、それは板垣に見られる土佐的な考え方と共通しているものがあつたのではないだろうか。

註。8. 岩倉具視関係文書、第7、岩倉より大隈宛11年5月24日書翰。

「三条与西郷河村等之事跡発表に付更に被申上候処、右は元より御承知之事に而異議なし、其便工部卿人体如何可致哉佐々木を命し内閣に列し候而は如何と御下問之由に候右等は段々御咄し申合候通何れより基ひを生し居候哉、前途寔に御大事と存候条（申略）侍補連も此際不平抱かせ候は不可然候」

以上の様な行動に政府は侍補団の願望を斥けて明治11年12月24日、侍補職の改正を行った。これは現職侍補を一旦廃止して人員を整理し再び設置したものである。これによって侍補の中から高崎・鍋島・建部・米田・山口は転任し、佐々木・吉井・土方・元田が留任し、新に宮内卿徳大寺・宮内大輔杉孫七郎が侍補を兼任する事となった。これは明らかに侍補団の分裂と制約を齎した。

其処で侍補団は元田に「侍補精神」と銘打った職権拡張を唱いたものと、勤儉の詔勅發布の促進要求を以って反撃に移るのである。「侍補精神」は正しくは「私案」と題して元田が三条に宛てた建白書である。

原本には（註。9.）「明治12年1月元田永孚謹識」と記されているが佐々木日記によると何かの都合で提出が遅れ、12年3月頃に佐々木の手を経て三条に提出された模様である。（註。10.）

註。9. 国立国会図書館、憲政史料室所蔵、三条実美文書。

註。10. 佐々木高行日記、42冊。12年3月日闕（13日か14日のものと思われる）佐々木から元田宛書翰。「侍補精神論、御筆労の分は、過日条公へ小弟より差出し候」

その内容は侍補精神を説いているが、実は侍補精神に名を籍りた職権拡張の要求であった。即ち、天皇親政から説き起して参議政治への不信を叩きつけ、侍補職掌として唐官・令義解を例にとりて政令・人事異動・賞罰等の発動以前に、その適否を天皇に補益し、その政令が適当で無い時は規諫する事を職権とすべしと言ひ、政令・人事異動等は皆預り聞き、詔勅をも内見せねば天皇を補益する事が不可能と説く、更に侍補を一等官（卿相当）とする

事を始め宮廷を侍補によって事実上、独占する様な諸要求を併せ記している。(註. 11.)

註. 11. 三条実美文書。私案。「(前略)唐官ニ云所、凡発令・挙事、有不便於時、不合於道、大則廷議、小則上封、云々ノ權力ハ侍補ノ職内ニ自カラ有スヘク、又、令議解申務大輔の職制ニ云所ノ以忠正君、以義匡主等ノ義ハ亦必侍補ノ権内ニ在ルヘキ者ナリ(中略)故ニ政令ナリ黜陟ナリ賞罰ナリ制可己ニ降ラントスルニ当リ侍補ノ職、若シ時ニ便ナラス、道ニ合ハムト認ムル時ハ、忠ヲ以テ之ヲ規シ義ヲ以テ之ヲ匡シテ閑失ヲ未タ顯レサルニ補益スルヲ、侍補ノ精神トナス可キナリ(中略)其他発令施政上ニ於テ人民ノ不便ヲ鳴ラシ、事実ノ当ヲ失ヘルカ如キハ之ヲ規諫スル固ヨリ其職内ノ権ニアリトス、(中略)凡制下ノ発令挙事皆預リ聞キ其詔勅亦内見スルコトヲ得ベシ」

以上の様な侍補団と政府参議の衝突は前者の王道主義と後者の“法三章”による法治・官僚主義のイデオロギーの対立としてのみ解すべきでなく、私案に見られる侍補団の政治的要求と、それに対抗した参議政治の対立が大きい要素となったと考える。

三、 文教政策の動揺

侍補団と政府参議の間に以上の抗争があった時、文部省では学制を全面的に廃止して新教育体制を設ける計画がすすんでいた。その理由は、財政の貧困・教育と生活の遊離に対処し、教育を国家統制する必要があるからと考える。

学制は、その規定が詳細を極め、その規模は小学校5,376校・中学校256校等を建設しようとするもので財政を全く顧慮しない理想主義に走ったものであった。その体裁は、当時ヨーロッパに在った参議木戸孝允は驚かすものであった。(註. 12.)

註. 12. 木戸孝允文書、第5. P. 7~8. 明治6年2月3日、木戸より長三洲宛書翰。

この膨大な学制実施に当たっての国庫扶助金は毎年、文部省要求額の平均45%前後が常であった。特に明治11年は西南戦争後のインフレのピークに当り物価指数は明治元年を100とした場合、145を示しているにもかかわらず前年此約100,000円減となっている。

この教育財政の貧困は授業料・寄附金・市町村費等の民費負担となって皺寄せられたのである。その割合は何と全教育費総額の95%以上という高率を示していた。

それ等の民費負担の中でも学校建築費は人民にとって最も大きい負担となった様で公文書にも鋭く指摘している。(註. 13.) その上、学校教育の内容は国民の要求水準を遙かに越して政府の意図する生活の資本とはならなかったのである。例えば教科書はアメリカの翻訳であってワシントンが何時生れたとか、ナポレオンが何時死んだというやうな事を暗記させる様なものであった。(註. 14.)

註. 13. 明治文化全集。教育篇。P. 397. 明治13年12月、教育令改正案上奏文。「夫レ学制ノ頒布ニ当リ執事者意ヲ成功ニ鋭クシ、校舍ヲ壮大ニシ、外觀ヲ裝飾スノ事往々ニシテ免レズ、是ニ於テカ、学問ノ益未ダ顯レズシテ、人民之ヲ厭フノ念先ヅ生ス」

註. 14. 江木千之翁経歴談、上。P. 43. 「北米合衆国大統領ワシントンが何時生れたとか、仏蘭西の一世ナポレオン帝が何時死んだとかいふやうな事を暗記さすと云うやうな事で、斯ういふ調子の教育が行はれて居つたのである。そこで民費は嵩む、学ぶ所は日常生活には用がない、これでは困ると云う苦情が……」

何故、90%近い農民の子弟に、その様な非実用的教育内容を与えたのかというと、当時の政府首脳の頭には先進諸国並の一般普通教育さへ施せば国民の文化水準は自動的に上昇して殖産興業に資するものと、単純な図式に考えた結果であった。

民費の過重と教育の生活の遊離は、

「我れ我れ如き瘦せ身代にてようようと子供を育てあげ、何うやら草刈りの手伝ひにでもなろうと云う処を学校へ入れ、苦しい思いで学問させた所が愈々一人前になると徴兵に引上げられ、政府の御用を達するのみか事によりては命も捨てねばならぬと云う訳では何のことはなく自分弁当で無賃の日傭を稼ぐ様のものなれば、如何な算盤でも割の合はぬ勘定なり。」（註。15。）

註。15. 明治新聞雑誌文庫（東京大学）東京日日新聞 第2,778号。

の声となって表れて来る。農家にとって満6歳以上の学齡児ともなれば無賃の生産手段である。それを学区取締の強制就学によって現金収入の少い所から高額の授業料を払って全日制小学校に就学させても何等、実益のない教育を受けるのでは一般国民には極枯と映ったのである。

又、西南戦争に見られる反政府暴動、各地の保守士族による反政府教育、他の一方で自由民権運動の高揚は当然、学校教育を刺戟しないでは置かないのであって文部当局は此処に教育の国家統制を顧慮する必要を感じたのであろう。

以上の三点が主因になって、学制実施以来の文部省の実権者、文部大輔田不二麻呂が米國万国博覧会から帰国した明治10年1月に「教育令取調委員会」を設けて教育令起草にとりかかる事になったのである。それは1年5カ月近く経て明治12年5月14日に「文部省上奏、日本教育令」として太政官に提出した。

この間の史料は関東大震災で文部省が焼失した際、悉く失われていて、その頃の文部省の意図は文部省上奏文からしか検討出来ない。

学制と比較して文部省上奏文の大きい変化は大幅な就学緩和である。先づ就学期間の短縮を図り学齡期間を4~8カ年の間に最低16カ月間就学すれば良いとした。（註。16.）履修方法も1カ年4カ月間のパート・タイム方式を採用している。更にその第33章に、

「学校ニ入学セズト雖モ、別ニ普通教育ヲ受クルノ途アル者ハ就学トナスベシ」と、学制の骨子であった学校教育万能方式を崩す方向を採っている。

これは前述の民費負担過重を軽減する為に採られたものである。

註。16. 明治文化全集、教育篇、文部省上奏、第21,30章。

第二の特徴である教育行政組織の地方分権化も財政貧困と、教育と生活の遊離に対処する為、地方の実情に併せ様としたものと思われる。従来、教育令は自由教育令と称され、文部大輔がアメリカ通であった処から、米國の地方分権化を模倣したものであるとされて来た。その際、参考文献として挙げられるのは、田中が米國で実地に見聞して纏めた「理事功程」・「米國教育法」であるとされている。この二書と文部省上奏文を比較する時、類似する条文もあって無関係とは思えないが、必ずしも米國のみに範を求めたものでなく、例えば巡回授業の条文等はドイツの制を採り入れているのであって文部省上奏文が全面的に米國の教育体制に倣つたとするのは再考の余地があるのではないか。

むしろ文部省は、インフレ下において国家財政収入は地租で固定しているのに対し支出は増大する一方であって、この現実を前にして学制の全備な線を後退させ小学校普通教育の最低線を確保せんと図ったので、その場合、米國の教育体制の地方分権化が最もその要求に合致しているので此を多く採ったものと思われる。その米國の教育体制の採用の仕方は学制の際の全面的・他律的な撰取の方法とは相当な開きがあると見て良いのではない

のだろうか。

第三の特徴は国家統制の強化であった、前述の様に学制において表面には学問・教育は個人の繁栄の為であるとし、国家の為になす事は誤りであるとした。然し文部省上奏文においては学制の線は後退し、国家が前面に出て来ている。

第2章 文部郷職掌の一つとして

「国家ノ福祉ハ人民ノ才芸ト德行トニ根セリ、云々」

と規定している様に人民と国家の関係は逆転して、人民は国家福祉の手段視されるに至っている。更に文部卿の職権を大幅に強化して

「文部郷ハ学校ノ教育国安ニ害アリト認ルトキハ、之ヲ廃止セシムルノ権アルベシ」（註 17）

と規定した。この規定は国家の安寧を基準として教育の当否を識別し、その当否の判断及び学校の生殺与奪の権を文部官僚に委任する法規であって、教育を国家統制の下に置くとする政治意図が濃厚に感じられる。

この教育の国家統制を更に具体的に道徳の面から規制しようとする。例えば、品行を教員の資格要件として掲げ。（註. 18.）生徒に対して道徳教育の強化と、“愛国”を教育の一指標である旨、指示している。（註. 19.）

註. 17. 文部省上註文、第6章。

註. 18. 文部省上註文、第55章。「品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ズ」

註. 19. 文部省上註文、第56章。「生徒ヲシテ道徳ノ性情ヲ函養シ、愛国ノ主義ヲ銘記セシムルハ、特ニ教員ノ註意スベキ者トス」

これ等の国家統制の意図は早くも明治6年頃から教科書・教員に対して起つている。
（註. 20.）

註. 20. 明治以降教育制度発達史、第2巻、P. 95. 明治6年5月20日。第1大学区督学局選。督学局官員学区内巡回心得。第4条。

以上の様に文部省上奏文から見られるものは、財政困難と人民の教育に対する不満に対処して就学緩和と地方分権を或程度行い、その反面、反政府運動に対抗し、国家的自覚から教育を国家統制に服させる気配を見せたのであった。

この文部省上奏文は明治11年5月4日、太政官に提出されたが太政官は伊藤博文に再検討を命じた。何故、伊藤がこれに当る様になったかは従來說明が無いが、伊藤が大久保亡き後の内務卿であり、政府部内の実力者という丈でなく別に意味があったのである。

即ち明治11年に第2回地方官会議が開かれ、その際、決定された「区町村編成法」等の地方三新法の起草者の一人であったのが伊藤であり、且つ議長を勤めたのであった。地方三新法によって従来の行政区画を変更、町村を法的に確認し、地方財政制度を改変したので、文部省上奏文は当然この三新法に必ずるべく大幅な変更を余儀なくされたのである。そこに三新法に通じている伊藤が起用された原因があったと考える。

伊藤は文部省当局と協議しつつ明治12年2月20日に「参議伊藤博文上申」として修正したものを太政官に提出した。

伊藤上申は文部省上奏文の骨子を認めているが、修正の最も必要と見られた学校設置単位について学区を全廃して三新法に合致させるべく町村に移している。

又、文部省上奏文中の国家統制的な前掲第2・56章の条文を削除し、学区委員を学務委

員と改称して人民の公選による事に改変した。(註。21.) これは伊藤の開明性の為す処と思われる。

註。21. 明治文化全集, 教育篇. P. 387~388. 参議伊藤博文上申.
第11条, 「学務委員ハ其町村人民ノ選挙タルベシ」

然し, これと同時に文部省上奏文の前掲註17に挙げた条文と品行を教員の資格要件とする条文については其儘, 残し政治・社会関係の科目を削り知育学科のみ掲げたのは伊藤が「教育議」で示している様に彼の主知主義を示しているものとせねばならない。

その様に伊藤上申は前述の開明性と同時に知育によって民主主義の伸張を図るのではなくて, 西洋流の科学技術の振興によって殖産興業・富国強兵政策に奉仕させるという知育啓蒙主義の限界でもあった。

以上述べた様に伊藤上申は文部省上奏と比較して国家主義的統制を緩和させつつ, 元老院章程によって明治12年4月22日に元老院の議定に付された。(註。22.)

元老院は, これを第136号議案として明治12年5月20日の第1読会から明治12年6月25日の第3読会迄, 8回の会議を経て審議した。

第1読会で, 議官柳原前光の再調正動議が可決され,(註。23.) 議官福羽美静・細川潤次郎・田中不二麻呂の3議官が修正委員として選出された。3名の委員による修正は僅かなもので大勢は其の儘, 認め, 整理・字句修正が主なものであった。

註。22. 明治文化全集, 正史篇. 上. P. 280. 第1条, 「元老院ハ議法官ニシテ凡ソ新法制定旧法改正ヲ議定スル処ナリ。」第4条「議案ハ勅命ヲ以テ内閣ヨリ交付ス。」

註。23. 元老院会議筆記. 6. 内閣文庫所蔵. 明治12年5月20日の条. P. 33~34. 「本按ノ錯雑, 条緒浩蕪ニシテ部門ノ分画明晰ナラサルニ是レ由ルナリ。」

第2読会以後は, この修正案で審議したのである。元老院は先づ就学緩和について議官佐野常民を除き全面的に支持し, 且つ増長させている。例えば第9条の原案が,

「毎町村或ハ数町村聯合シテ, 小学校ヲ設置スベシ。」とあるのを修正案は但書を「但町村人民ノ公益タルヘキ私立小学校アルトキハ別ニ公立小学校ヲ設置セサルモ妨ケナシ。」と付して人民の負担を幾分でも軽くしようと計り, 又, 学務委員の職務中, 原案には「町村人民ヲ勧誘シ, 児童ノ就学, 学校ノ設置・保護等ノ事を掌ルベシ。」

とあるのを

「勧誘ノ二字ハ, 或ハ干渉ニ過ルノ弊ヲ来スヲ恐ル。故ニ之ヲ刪ル。」(註。24.)

として削除し, 就学を干渉・強制と受け取られる事に細かい神経を使っている。

一体に教育令議案の元老院会議に於ける空気は前述の議官佐野常民を除いて自由を最高至上の原理とし, 且つ欧米先進諸国を例に挙げて, この二者を軸として審議されている感がある。(註。25.) これは確に前向き姿勢であったが, それは自由を強調する余り現実(人民一般が未だ蒙昧で強制力によらねばならなかった。)を無視し自由放任主義的観念論に傾いたきらいがある。これが就学督促さえ強制・干渉として考えたのである。

註。24. 明治文化全集. 教育篇. P. 391. 教育令布告案. 第12条院議.

註。25. 元老院会議筆記. 6. 明治12年6月13日の条. P. 21.

「本官ノ聞ク所ニ依レバ自由ノ精神ヲ暢發セサレハ不可ナリ, 政府ハ人ノ精神上ニ立入ヲ得ヘカラサルナリト」「衆議官ノ論スル所ハ独逸. 伊太利等ノ形勢ヲ述ベ, 殆ト歐洲全国ノ糟粕ヲ嘗メ尽シタルカ如シ。」

右の自由主義は伊藤上申に残されていた前掲文部省上奏第6・55章の2カ条を除いた。

前条については6月19日の会議で一旦通過したが第3読会で議員齋藤利行の削除動議が9対6で成立した為に削除された。その理由は、「国安妨害」の内容がハッキリしない事、又、教旨は教則から生ずるもので、その教則は府県知事が許可するのであるから教旨を危惧する必要がないこと等であった。（註。26.）

註。26. 元老院会議筆記. 6. 明治12年6月19日の条. 同年6月25日の条. 議員河野敏鑑, 柳原前光の発言.

後条は活潑な論戦が展開され第2読会で一旦通過したが第3読会で8対6の表決で削除された。その理由は教員の品行の正・不正の基準は相対的なもので各人の思想により、地方によって異なるものであるから法律で規定するのは難かしく、又、学校教師のみに分限を科するのは不当であるというのである。（註。27.）

註。27. 元老院会議筆記. 6. 明治12年6月23日の条. 同年6月25日の条. 議員河野敏鑑, 柳原前光, 齋藤利行の発言.

又、教育令審議に当たった元老院会議で注目すべきは議員佐野常民が教科目の順位を廻って修身科重視、即ち道德教育の必要の修正案を提案した。（註。28.）

註。28. 元老院会議筆記. 6. 明治12年6月17日の条. 20番議員佐野常民「本条（第3条）修身ノ字ヲ課程ノ冒頭ニ置キ、竝ニ作文ノ二字ヲ挿入セント欲ス歐洲ニ於テハ修身ハ即チ道德ノコトニテ欠ク可ラサルモノト為セリ.

彼は教育令審議に当って最も多く発言し、中等・高等教育の後退と就学の自由放任主義に徹底的に反対した。佐野の経歴は歐洲に遊び科学界に在ったにもかかわらず、維新の際の教育方針をみると知徳兼備を理想としている。（註。26.）但し彼の考える道德の内容が「新しい皮袋に新しい酒」を入れ様としたか、否かは判然としないが、儒学で武装し、主義を主張する侍補団との間に教育令審議について何等かの関係があると見られるので（註。30.）内容も略々推定出来る。佐野の動議によって起った徳育論争は4対10で否決されたが、その否決の要因は、「修身＝儒学」に対する身構によるものである。即ち元老院会議は主知主義と共に反儒学的意識であったのである。

註。29. 日本赤十字社長, 伯爵. 佐野常民伝. P. 63~64.

註。30. 佐々木高行日記. 42冊. 明治12年6月25日. (第3読会の日) 吉井友実より佐々木宛書翰. 「教育令一条佐野へ引合の旨も有之候間. 夫形りにも難致置訳に付, 云々」

かくて元老院は大幅な修正をして明治12年7月9日に上奏具申した。

以上の様に教育令は、文部省～伊藤上申～元老院と審議が進むに従って国家統制の枠は撤去され、主知主義が再確認され自由主義化して行った。

従来、文部大輔田中が米國に倣い、自由民権運動の影響を受けて教育令を制定したと云われているが、これは元老院が最終的に修正し、制定した審議経過を見落したもので明治11年頃の文部省は可成り強い教育の国家統制を考えていたのではないかと思う。

四、 教学大旨への動き

教学大旨は前述の様に明治11年秋の巡幸で、天皇が見聞した教育について述べたものを、待講元田永孚が謹記したといわれて来たが、明治天皇がその様な教育に関しての発言

は、それ以前にもあった。明治11年7月26日付、元田より佐々木宛書翰中に

「屋前迂生を、御前に被為召候教育の一条先頃來の御趣意尚御沙汰被為在(高行曰く教育の義は兼々思召も被為在候御事にて元田と毎度申し談じ国体より割出し忠孝の道を基礎とせざれば問來可恐人心と可相成と其辺ハ聖上にも段々思召被為在誠に難有御事也)(後略)」(註.31.)
註.31. 佐々木高行日記, 42冊。

とある。私が引用している佐々木日記は東大史料本で写本である。日記は主に佐々木宛書翰が中心で前掲書翰中の(高行曰く云々)は佐々木が元田からの書翰に註を入れておいたものと見られる。

書翰によると、天皇は教育について忠孝の道を基礎とすべきである事を元田に語っている事が分る。この史料はよって、明治11年の巡幸は8月に出発しているので教学大旨の直動接機といわた巡幸の、それ以前から天皇は既に大旨と同じ教育意見を表明していた事になる。

然し、それにもかかわらず教学大旨への動きとならなかったという事は教学大旨が天皇の意志とは別な意志によって成立した事を意味する。

第2章で述べた様に侍補団は政府に対して職権拡張を要求すると共に“超然主義”を以って臨んだが、これが具体的に教学大旨を政府批判の道具に踏みきらせたのは明治12年3月に発布された「勤儉の詔勅」(註.32.)であった。

註.32. 明治12年3月10日各官省府県宛3ヶ条で。1. 冗費ヲ省キ、民生ヲ厚クシ、事業ヲ勸ムル等。1. 官省建築土木工事ノ省略。1. 地方官の節約等。

この詔勅は明治11年の巡幸を終えて帰京した明治天皇が民政について節約・質素に勤める様、又、道徳を教育に施す事を右大臣岩倉に語ったもので、岩倉はこれを侍補に伝えた。侍補団は之を聞くや、明治11年12月29日、元田・佐々木が侍補を代表して岩倉を訪ね翌年、政始の時に勤儉の詔勅を発布する様に圧力をかけた。(註.33.)

然し、勤儉の詔勅は2ヵ月遅れて12年3月に発布された。侍補団は詔勅発布の遅延と内容について「百事如此御因循にて恐入候」と不満を洩らしている。(註.34.)

註.33. 元田家文書. 古籟之記.

註.34. 佐々木高行日記. 44冊.

政府が何故、発布を遅らし、内容についても侍補団が不満を持つような緩和したものを出したかという、勤儉の詔勅自体が政府に対して天皇から当面の政策を批判されたものであるし、イデオロギーの面からも単に天皇の意志であるという丈でなく、天子が人民の民力休養を保つという徳治主義と合致するからであった。

併し、侍補団は不満の反面、勤儉の詔勅発布を喜び、

「此の好機会に投じて今一層の御奮発有之度深祈仕候(中略)今般勤儉被仰出候旨一統へ貫徹仕候に付ては、統て今一つ被仰出有之度義は、教学の御趣意にて是以て昨年還幸後は、懇々御沙汰有之事故、何卒一統へ被仰出有御坐度奉存候、近年教学の風自然本を捨て未に配せ候様成行、忠孝廉恥を忘候て外飾の開化に流れ候様にて皇国の本色を失し、叙慮に不為叶候間、向後忠孝を本とし礼儀廉恥を重んじ、其上に広く智識をも研精致し候様との御趣意、何分御拡充有之度企望仕候、此議は未だ被行候儀とは不存候へ共、先々為御含申上試申候、県々の小学校には今一つ別に御確論有之候」(註.35.)

註.35. 佐々木高行日記. 44冊. 「明治12年3月22日. 元田永孚より佐々木高行宛書翰」

とある処から侍補団は勤儉の詔勅の発布されたのに勇を得て教学の趣旨をも詔勅の形式で発布する事を計画した。その内容である、

「近年教学の風自然本を捨て未だ配せ候云々」は教学大旨と同じ内容であり、

「県々の小学校には今一つ別に御確論有之」

は教学大旨と同時に提示された「小学条目2件」の原型が元田の意図で出来ていることが解る。元田が早くから儒学的教育観と政府の文教政策を詔勅の形式で発布し、国民全体に示そうとした事は明治23年、首相山県有朋宛書翰によっても知る事が出来る。(註。36.)

註。36. 元田家文書。明治23年11月3日付。元田より山県宛書翰写し、「維新以来教育之主旨定まらず、国民之方向殆んど支離滅裂に至らんとするも、(中略)扶植匡正今日に至りたる処、未だ確定之明示あらざるより、方針に迷う者不少然るに今般之勅諭に而教育之大旨即ち国民の主眼を明示せられ」

右の書翰によっても、徳治主義と儒学主義に拠る侍補団は政府の教育政策を批判していた事が分り、其処に天皇が意向を示した事は彼等の天皇教育の効果であったとしても、大義名分の立つ処であった。

それが、どの内容であれ、ともかく勤儉の詔勅の発布された事は、今一つ教育についても詔勅形式で発布出来得る可能性を確信させたに違いない。

そこで元田は教育に関して天皇が批判した片言を纏めこれを「御沙汰書取」として5月中旬に天皇に提出している。(註。37.)

註。37. 佐々木高行日記。44冊。明治12年5月19日。元田より佐々木宛書翰。「御沙汰書取は病中ながら執筆、先日差上申候処、是にて宣敷との御内汰にて出仕の上尚御模様可有之由に候」

これは天皇に天皇自身の意志を確認させる効果を持ち、此処に侍補団は単なる願望から具体的な行動に移ったのである。

丁度、この頃、元老院で最終的な教育令審議が行われていた、その過程で侍補団がどの様に動いたかは判らぬが元老院での審議最終日に侍補吉井友実から佐々木宛書翰中に、

「教育令一条佐野へ引合の旨も有之候間夫形りにも難致置訳に付明日、聖上並に両大臣へも御一同建言致し度御差問へ無之候はば御参朝可被下候。」(註。38.)

註。38. 佐々木高行日記。44冊。明治12年6月25日。吉井より佐々木宛書翰。

とある。即ち、吉井は元老院議員佐野常民から元老院での審議内容を聞き関心を持っていたのであって、学制にさへ反対していた侍補団は元老院での自由主義的修正を聞いて、「夫形りにも難致置訳に付」と強い反対の意志を表示しているのは当然である。

侍補団は元老院での修正に驚き明日の、6月26日に早速、明治天皇に教育令について彼等の所信を建言した結果、非常に好調であった様で侍補団を雀躍させる効果があった。

(註。39.)

註。39. 前掲日記。44冊。明治12年6月27日。元田より佐々木宛書翰。

「扱又、平尾伺取の御模様、米田よりの御聞取の次第、御考察通り全く昨日言上の未の御感触かと被率伺候得ば、昨年来苦慮の未、先日来尚又御同前に今日の機会と存込み立言致し候事も無になり申さず。聖意に貫徹致したりと実に雀躍御同慶に奉存如貴論漸く端緒相開き候。」

即ち、教学大旨は教育令審議と無関係でなく、以上述べた文教政策の動揺は侍補団をして立たしめる誘発剤の効果を持った。

次いで元田は前掲「御沙汰書取」を6月30日に天皇から両大臣へ綱領のみでも簡明に

伝える様に促している。(註。40.) これは7月11日から2カ月間、暑中休暇で天皇に対する進講は休講となり侍補は屢々謁見する事が出来なくなるので焦っている事と、一つは教育令について反対意見を建言した後でタイムリーであった。

以上の様に12年6月末迄は、教育関係の勅語形式発布の運動は順調に進んで来ているが、7月に入ると様相が一変して来る。

7月7日元田より佐々木宛書翰に、

「此一篇は近日試に撰み申候間入御内覧申候御賢慮一つにて奏上候様に可致政規に触れ候歟と未だ差控へ申候事に候。」

更に7月11日元田より佐々木宛書翰には、

「入御内見候草按は御寛覧にて宜敷政規に触候故差上候事は相慎み申度存居申候。」

(註。41.) とある。これは7月9日に元老院が教育令を上奏しているのもはや7月になると教育令が公布される事は決定的な段階となって来る。この時期に元田は草案を作りはしたが、その内容が、詔勅の手続きか否かは判らぬが政規に抵触せぬかと逡巡している。高姿勢で押し進めて来た元田が何故、この段階で逡巡したかを証する史料は欠けているが次の3つが考えられる。

1. 一方で自由主義的な教育令が公布され、他方、同じ天皇の名で教育令を否定するが如き詔勅を発布する時、天皇の名において全く矛盾したものが出来る事は国民をして迷うことになる。それ故元田は自発的に詔語形式を廃するに至った。
2. 詔勅発布は手続上(註。42.) 閣議で否決されれば詔勅発効とならない、そこで元田は閣議で否決されると見て自発的に考慮した。
3. 前掲書翰から、天皇は元田のすすめによって両大臣に綱領なるものを示した結果両大臣から中止を説得された。

この様に侍補団は悲観的な空気に包まれたが、その後の経過は史料が欠けていて全く不明である。

註。40. 前掲日記. 44冊. 明治12年7月2日. 元田より佐々木宛書翰.

註。41. 前掲日記. 44冊.

註。42. 明治文化全集, 正史編, 上. P. 256. 正院章程第3・4条.

結果は詔勅の形式でなく、

「聖旨教学大旨」・「小学条目2条」の形となった。

又、これを示した時期は、伊藤博文が教学大旨を示されて反駁した「教育議」(註。43.) に、「明治12年9月」と記されてあるので、明治12年7月下旬以降、9月上旬の間であったと推定される。但し、伊藤博文の書いたと云われる「教育議」は国学院大学図書館所蔵「井上毅文書」の中に井上毅が記した草案があるので伊藤は井上に教育議の草案を書かして潤色したものである。

註。43. 元田家文書第24号「臣永孚謹テ内旨ヲ稟ク内務卿奏上云々」

教学大旨について注目すべき事は、如何なる範囲に呈示したかという事である。常識的には聖旨であるから新聞等を通じて全国民に、少くも、教育の根本方針であるから文部省は勿論、小学条目は地方官に迄、呈示され得ると考えられるが、新聞には一切掲載されず僅かの範囲にしか呈示されていないのである。

即ち、三条・岩倉の両大臣には職掌柄、又、従来の結びつきからいって呈示されたと思

われるが、その他は前述の伊藤と、当時の文部卿寺島宗則（明治12年9月10日就任）以外に呈示されている史料がない。（註。44。）

註。44. 三条実美文書。「学制ニ付勅諭。元田永孚内旨ヲ文部卿福岡孝悌ニ伝フ。」
元田家文書。第7号。日録。明治15年2月21日の条。

明治12年当時、文部省学務課勤務の江木千之が、自身も他の同僚も存ぜぬと語っている
処から文部省内でも関知しなかった様である。（註。45。）

註。45. 江木千之翁経歴談、上、P. 76~77。「斯く文政当局へ両度まで御内旨を伝へさせられた
のであるが、今日に至る迄、文部省中之を承知する者が無く、自分の如きも少しも此
の御内旨のことに付存ずるところなかりしは、如何なる事由に依ることであろうか。」

大体、教学大旨は永く世に知られず、昭和10年頃、帝室編纂官渡辺幾次郎氏が熊本の元
田家所蔵文書を整理中、発見してから教育史上にクローズ・アップされたものである。こ
の呈示された範囲の考証は教学大旨の性格・効果について大きい意味を持つ。

教学大旨は、儒学の立場から天皇の名において文教政策を批判し、今後の教育方針を示
したものであるから参議政治の鼎の軽重を問う事となり、参議伊藤・寺島はこれを侍補団
の政治干渉とみて下僚に伝えず黙殺してしまったのである。

然し伊藤博文は前述の「教育議」を以って元田を反駁し、元田は、これを受けて「教育
議附議」（註。46.）を書いて伊藤に対しての。伊藤は再び反駁せず、この教学大旨を廻
る論争は伊藤の黙殺によって終止符を打った。

註。46. 元田家文書。第71号の2号。「臣永孚謹テ内旨ヲ稟ク云々、教育附議ノ事。」

以上の事から、教学大旨そのものの効果は予想以上の低さで過大評価は戒められな
ければならし、教学大旨の発想は天皇の意志より、侍補団と参議政治の対立、教育令を廻る
文教政策の動揺に起因しているのである。

最後に教学大旨の歴史的意義について次の様に考える。

1. 教学大旨そのものの効果は少かったとしても天皇の名において教育目的・内容につ
いて発言した最初のもので、それ以後、天皇の名において教育政策（勅令主義）が行
われる不文律の端緒となり、天皇制が確立されるに従い日本の近代教育体制が天皇制
支配に組入れる先駆となるのである。
2. 天皇側近である元田永孚が、袞龍の袖にかくれて教育に発言・干渉を行う端緒を作
る事となった。
3. 儒教は江戸時代、封建幕藩体制維持の御用学として栄えたが明治維新以後は、一時、
幕藩体制否定と文明開化主義を政府が採ったため窒息状態になったが。宮廷勢力から
教育部門を通じて公然と復活する緒口となった。これは新しい皮袋に古い酒を入れる
事で、かつて徳川家康がヨーロッパ文化と接触した時、西欧文化に目を向けず古代中
国に目を向けた悲劇を再び繰り返す事となるのである。
4. 日本の国家主義は、天皇制支配下にある事、下からの国民運動としてでなく、上か
らの強制による事、封建的残滓を残しつつ欧米文化を技術方面に限り取り入れ、近
代的に補強する事の3点において西欧のナショナリズムと異なるが、教学大旨は、こ
の意味で国家主義を教育に取り入れる一方の契機であった。

付記。この論文を書くに当って、国学院大学、国立国会図書館憲政史料室。藤井貞文教授・東大
史料編纂所、小西四郎助教授、元田竹彦氏に多大の御援助を戴きまして感謝いたします。